

## ■ 3-2 特例基準の適用の手続きを必要としないものについて

平成13年3月30日 13消導第75号  
平成15年5月6日 15消導第103号  
平成17年3月31日 16消導第375号  
平成19年6月12日 19消導第71号  
平成27年10月13日 27消導第143号  
平成30年10月31日 30消規第157号  
令和4年12月9日 4消規第177号

「消防用設備等の設置及び維持に関する特例基準について」（平成13年3月30日付け13消導第74号）第18に定める、基準適用の手続きを必要としないものについて、下記により取扱うこと。

### 記

- 1 第8 屋内消火栓設備に対する特例
- 2 第9 スプリンクラー設備に対する特例（4、6及び7を除く。）
- 3 第9の2 泡消火設備に対する特例
- 4 第10 不活性ガス消火設備等に対する特例（2を除く。）
- 5 第11 自動火災報知設備に対する特例（1(1)、3及び4を除く。）
- 6 第13 放送設備に対する特例
- 7 第13の2 非常警報設備に対する特例
- 8 第14 避難器具に対する特例
- 9 第15 誘導灯及び誘導標識に対する特例（3(1)を除く。）
- 10 消防用設備等技術基準（設備編）に定める特例を適用する場合